

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成25年 2月 6日

全国健康保険協会  
理事長 小林 剛

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び数量

高齢受給者証一括更新にかかる送付文書の印刷 304,000枚

#### (2) 仕様等

仕様書による。

#### (3) 履行期限

平成25年2月28日(木)

#### (4) 履行場所

全国健康保険協会の指定する場所

※首都圏1か所の予定

#### (5) 見積競争方法

契約は、送付文書の作成(校正原稿作成、校正、印刷まで)1枚当たりの単価契約とするので、見積金額は送付文書2種類のそれぞれの単価(税抜)、その他全て納品等にかかる費用一式を記載すること。

見積書を提出期限内に提出し、それぞれの単価に予定数量を乗じ、その他全て納品等にかかる費用一式を加え、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、見積単価に発注枚数を乗じ、その他全て納品等にかかる費用一式と消費税を加算した額(円未満切捨て)を請求金額とする。

また、仕様書上の予定数量についてはあくまで予定であり、実際の数量の増減について異議を申し立てることは出来ない。

### 2 見積書の提出場所等

#### (1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1

全国健康保険協会経理グループ 担当 中澤 尚弘

電話(代表) 03-5212-8214

(仕様書はホームページ上でダウンロードできます。)

#### (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会 業務部業務第1グループ 渡部

電話 03-5212-8220

#### (3) 見積書提出期限

日 時 平成25年2月13日(水) 午前11時00分

### 3 その他

(1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛

- て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
  - (3) 見積結果は当協会受付前に掲示する。  
決定業者には別途、電話又は電子メールで連絡する。

## 仕様書

品名	高齢受給者証一括更新にかかる送付文書（２種類）の印刷
紙質	再生上質紙A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合する用紙を使用すること。
用紙地色	白
刷色	墨色
用紙サイズ	A4版（納品時は、巻き三つ折り）
両面/片面	片面印刷
予定数量	合計 304,000枚 （A）事業所向け：280,000枚 （B）任継向け：24,000枚 ※数量については、予定であり増減があるものとする。
梱包	・納品は、1000枚毎にクラフト紙等で梱包すること。 ・梱包した外側の２側面に①帳票名、②数量（枚）、③製造業者名、④製造年月を印刷（又は記載）するか、シールを貼付して表示すること。
納期	平成25年2月28日（木）
納品場所	全国健康保険協会の指定する場所 ※首都圏1か所の予定
その他	・著作権は、全国健康保険協会に帰属するものとする。 ・本仕様書の内容（校正原稿作成、サンプル品の納品、原稿の校正等）に係る全ての経費を見込むこと。 ・この仕様書に記載されていない判断を要する事項については、その都度校正担当と協議すること。 ・原稿については、電子媒体（ワード）による提供が可能である。 ・原稿の引き渡しは、業者決定後、速やかに行うものとする。 ・原稿は、別紙（（A）事業所向け、（B）任継向け）のとおり。 ・巻き三つ折り加工は、「高齢受給者証の更新についてお願い」の表示がある面を表面とする。
校正担当	全国健康保険協会本部 業務部業務第1グループ 渡部 連絡先 03-5212-8220

事業主 様

### 高齢受給者証の更新についてのお願い

平素より健康保険事業の運営につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、70歳から74歳までの加入者の方で、現在、軽減特例措置により1割負担となっている方については、平成25年4月1日以降においても軽減特例措置が延長され、引き続き1割負担となります。

このことから、現在、1割負担の方がお持ちの高齢受給者証を更新いたしますので、新しい高齢受給者証を送付させていただきます。

つきましては、大変ご多忙の中恐れ入りますが、対象者の方にお渡しいただくとともに、3月中に現在お持ちの高齢受給者証を回収いただきますようお願いいたします。

また、回収いただいた高齢受給者証につきましては、下段の「高齢受給者証送付書」を添付の上、全国健康保険協会都道府県支部にご返却いただきますようお願いいたします。

なお、今回お送りした高齢受給者証は、平成25年2月8日現在の情報に基づき作成しておりますので、同日以降に年金事務所において資格喪失の処理がされた方、3月中に資格喪失する予定の方の高齢受給者証につきましては、全国健康保険協会都道府県支部あてにご返却いただきますようお願いいたします。

※3割負担となっている方は、更新の必要はありません。

※平成25年4月1日までに75歳に到達される方及び被扶養者（被保険者が75歳に到達することにより資格を喪失する被扶養者も含む。）の方については、更新の必要がありませんので、高齢受給者証を送付していません。

※高齢受給者証の使用については有効期限までとなりますので、ご注意ください。

平成25年3月

全国健康保険協会

----- (切り取り線) -----

全国健康保険協会都道府県支部 宛

### 高齢受給者証送付書

更新した高齢受給者証について次のとおり返却します。

○高齢受給者証の記号 \_\_\_\_\_ ○事業所名 \_\_\_\_\_

○高齢受給者証返却枚数 \_\_\_\_\_ 枚

任意継続被保険者の皆様

高齢受給者証の更新についてのお願い

平素より健康保険事業の運営につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、70歳から74歳までの加入者の方で、現在、軽減特例措置により1割負担となっている方については、平成25年4月1日以降においても軽減特例措置が延長され、引き続き1割負担となります。

このことから、現在、1割負担の方がお持ちの高齢受給者証を更新いたしますので、新しい高齢受給者証を送付させていただきます。

現在お持ちの高齢受給者証については、恐れ入りますが、下段の「高齢受給者証送付用」を添付の上、全国健康保険協会都道府県支部にご返却いただきますようお願いいたします。

※高齢受給者証の使用については、有効期限までとなりますので、ご注意ください。

平成25年3月

全国健康保険協会

----- (切り取り線) -----

全国健康保険協会都道府県支部 宛

高齢受給者証送付書

更新した高齢受給者証について次のとおり返却します。

○高齢受給者証の記号番号 \_\_\_\_\_ ○被保険者名 \_\_\_\_\_

○高齢受給者証返却枚数 \_\_\_\_\_ 枚